

国立大学法人電気通信大学光特別枠留学生に関する申合せ

第1条 この申合せにおける「光特別枠留学生」とは、「国費外国人留学生（研究留学生）の優先配置を行う特別プログラム」による「先端光科学研究に基づく学位取得プログラム」において、大学院博士後期課程の国費留学生として採用された者で、同プログラムによる採択期間終了後引き続き本学に在籍する者をいう。

第2条 光特別枠留学生については、6ヶ月を限度として、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程第13条第2号に基づき、授業料の納入を要しないことができるものとする。

第3条 光特別枠留学生については、電気通信大学21世紀COEプログラム研究支援者に関する規程に準じて、研究支援者として雇用できるものとする。

第4条 前2条に該当する者については、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成22年9月28日から施行する。